

月80時間を超える長時間労働者に対する面接指導の実施状況 (労働安全衛生調査)

資料1-3

(%)

<80時間超>		事業所計	80~100時間/100時間超(令和2年は80時間超)の時間外・休日労働をした労働者がいた	面接指導の申し出があった労働者がいた	医師による面接指導の実施状況		
					実施した	一部実施した	実施しなかった
令和2年	80時間超	100.0	2.5(100.0)	(12.1)<100.0>	<95.4>	<3.8>	<0.7>
平成30年 (※)	80時間超	100.0	7.0(100.0)	(17.6) < - >	< - >	< - >	< - >
	100時間超	100.0	3.5(100.0)	(18.1) < - >	< - >	< - >	< - >
	80~100時間	100.0	5.6(100.0)	(15.6) < - >	< - >	< - >	< - >
平成29年	100時間超	100.0	2.1(100.0)	(25.3)<100.0>	<68.4>	<7.9>	<23.7>
	80~100時間	100.0	5.9(100.0)	(15.6)<100.0>	<69.1>	<7.7>	<23.1>
平成28年	100時間超	100.0	2.6(100.0)	(27.0)<100.0>	<68.3>	<16.6>	<15.0>
	80~100時間	100.0	5.5(100.0)	(13.3)<100.0>	<60.0>	<22.1>	<17.4>

出典：労働安全衛生調査(実態調査) いずれも事業所調査

※ 平成30年は、医師による面接指導の実施状況を調査しておらず、面接指導をどのように実施することとしているかを調査対象としている。